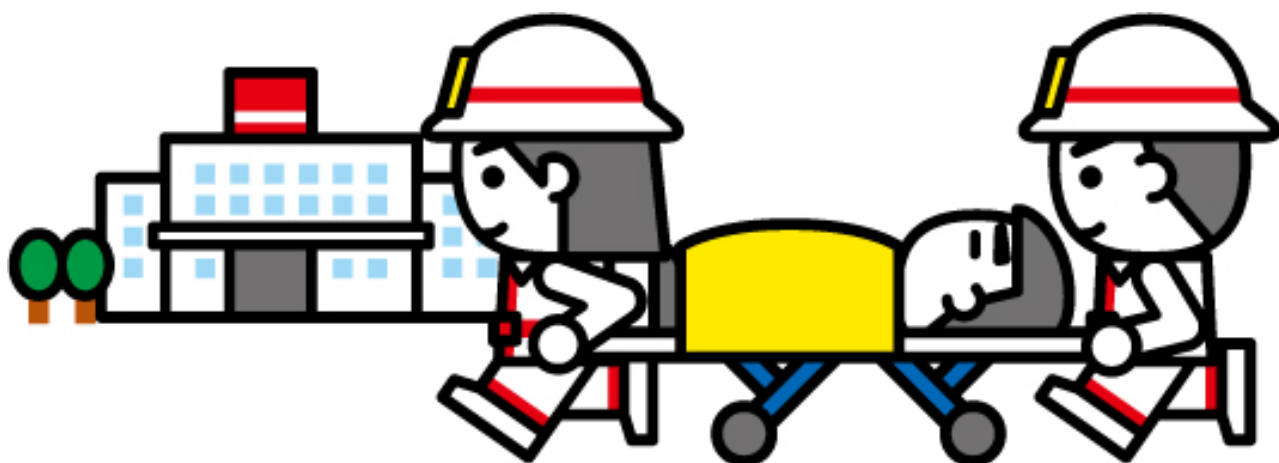




救急要請の手引

～高齢者福祉施設等のための～



日南市消防本部

南那珂医師会 監修

令和3年6月改訂

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 日南市における救急の概要と、施設等からの要請概要・・P2
- 3 施設内での事故防止、日ごろからできる対策・・・・・・・・P3
- 4 緊急事態対応フローチャート・・・・・・・・・・P4
- 5 救急要請[119番通報]・・・・・・・・・・P5
- 6 救急要請の基本的な考え方・・・・・・・・・・P6
- 7 救急隊への情報提供票（参考）・・・・・・・・・・巻末



1 はじめに

令和2年中の日南市消防本部管内の救急出動件数は、**2,212 件の出動**があり **1,876 人を搬送**しています。

高齢化に伴う **65 歳以上**の高齢者の搬送は **1,339 名**となっており、**全体の 71%**を占め、同じように高齢者福祉施設等からの搬送も増加しています。

救急搬送事例の中には、「少し注意していれば・・・」「早めの対策を講じておけば・・・」など、救急要請に至らないような事例も発生しています。救急車が必要になる前に緊急事態を防ぐ取組みを「**予防救急**」といいます。当消防本部においてもこの予防救急を積極的に推進しています。

施設内において、この「**予防救急**」を積極的に行えるよう、また、もしものときに救急対応が円滑に行えるよう“救急要請の手引”を作成しました。

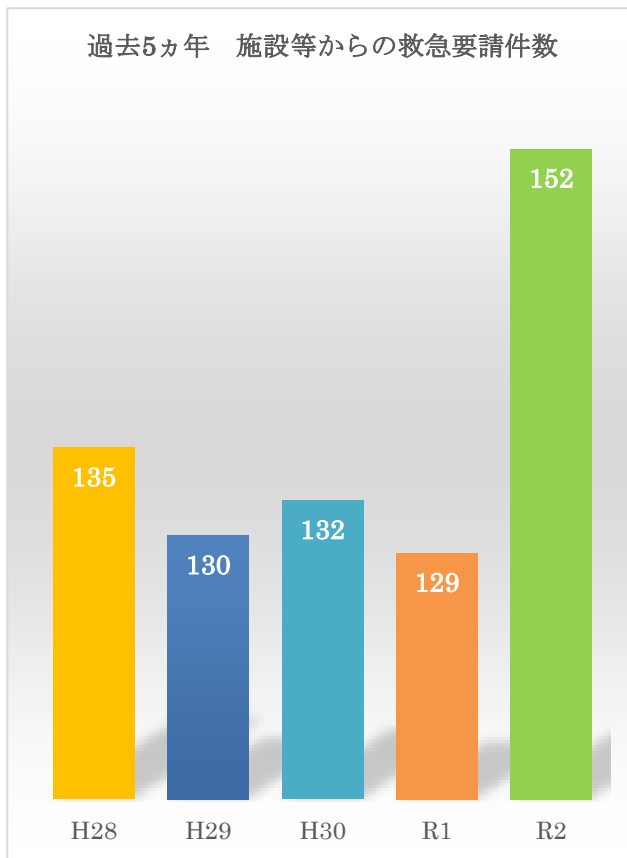
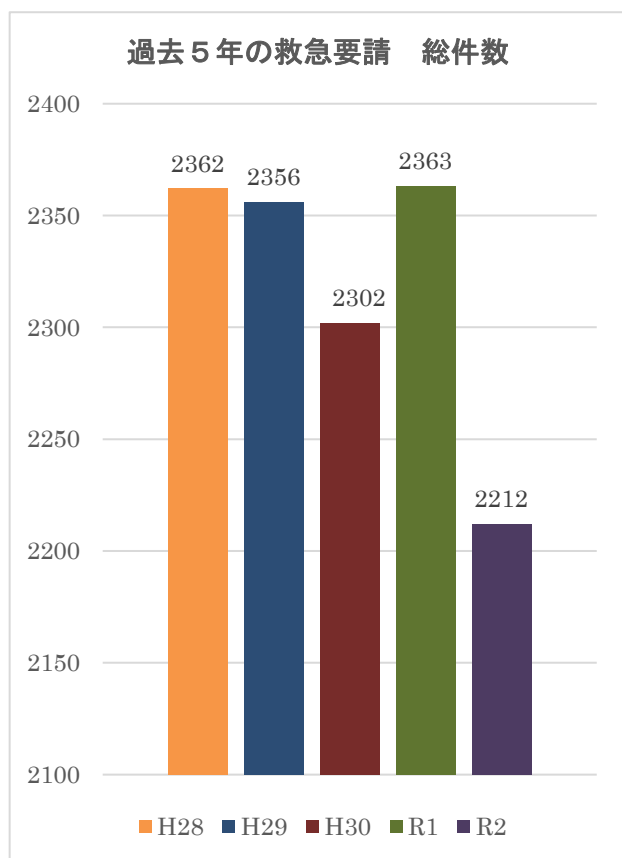
施設の入居者が、安心していつまでも暮らせ、いざというときに施設職員の皆さまと救急隊員が理解を深めスムーズな活動が行えるよう

是非、この手引をご活用ください。



2 日南市における救急概要と施設等からの要請概要

令和2年中の日南市における救急出動件数は 2,212 件 で、その内 施設等からの救急要請は 152 件 でした。そのほとんどが急病・一般負傷で、入院を必要とする 中等症以上が 113 名 でした。



〈施設等内での発生の事故種別・傷病程度〉

令和2年中

事故種別	死 亡	重 症	中等症	軽 症
急 病	5 件	15 件	80 件	26 件
一般負傷	3 件	3 件	7 件	11 件

*不搬送2件

3 施設内での事故防止、日頃からできる対策

(1) 転倒や転落防止（事故の予防）

普段生活していて慣れている場所でも、小さな段差でもつまずき転倒することがあります。単なる転倒でも高齢者の場合、骨折を伴い重症となる場合があります。施設内で対策を講じることにより防げる事故があります。

入居者の安全のために施設内の危険箇所を点検し転倒・転落防止に努めましょう。

(2) 窒息・誤嚥の予防

特に脳梗塞や神経疾患のある高齢者の方は、食べ物を飲み込む力や咳をする力が弱くなっています。食べ物は小さく切り、食事中や食後は特に注意をはかり、窒息や誤嚥の発症を防ぎましょう。



(3) かかりつけ医師、協力病院との連絡体制の構築

入居者のかかりつけ医師や協力病院との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときにどうするか、すぐに受診ができる体制をとってください。

入居者が高齢者であることを認識し、体調の変化に気づき、症状が発症した場合に早めに医療機関を受診する体制を構築してください。

また、症状が悪化する前に受診することや、夜間・休日で施設職員が少なくなる前の対応をお願いします。

救急隊には、医師の指示のもと、医療行為のできる救急救命士を配置しています。急患の場合の連絡、指示体制の構築をお願いします。

(4) 応急手当の習得と実施

救急隊が到着した際、傷病者の方が重篤な状態であるにも関わらず応急手当が何もしなされていない場合があります。

傷病者の救命には、速やかな応急手当が不可欠です。入居者が急に生命の危険にさらされたとき、誰かがすぐに救いの手をさしのべるような体制にする必要があります。

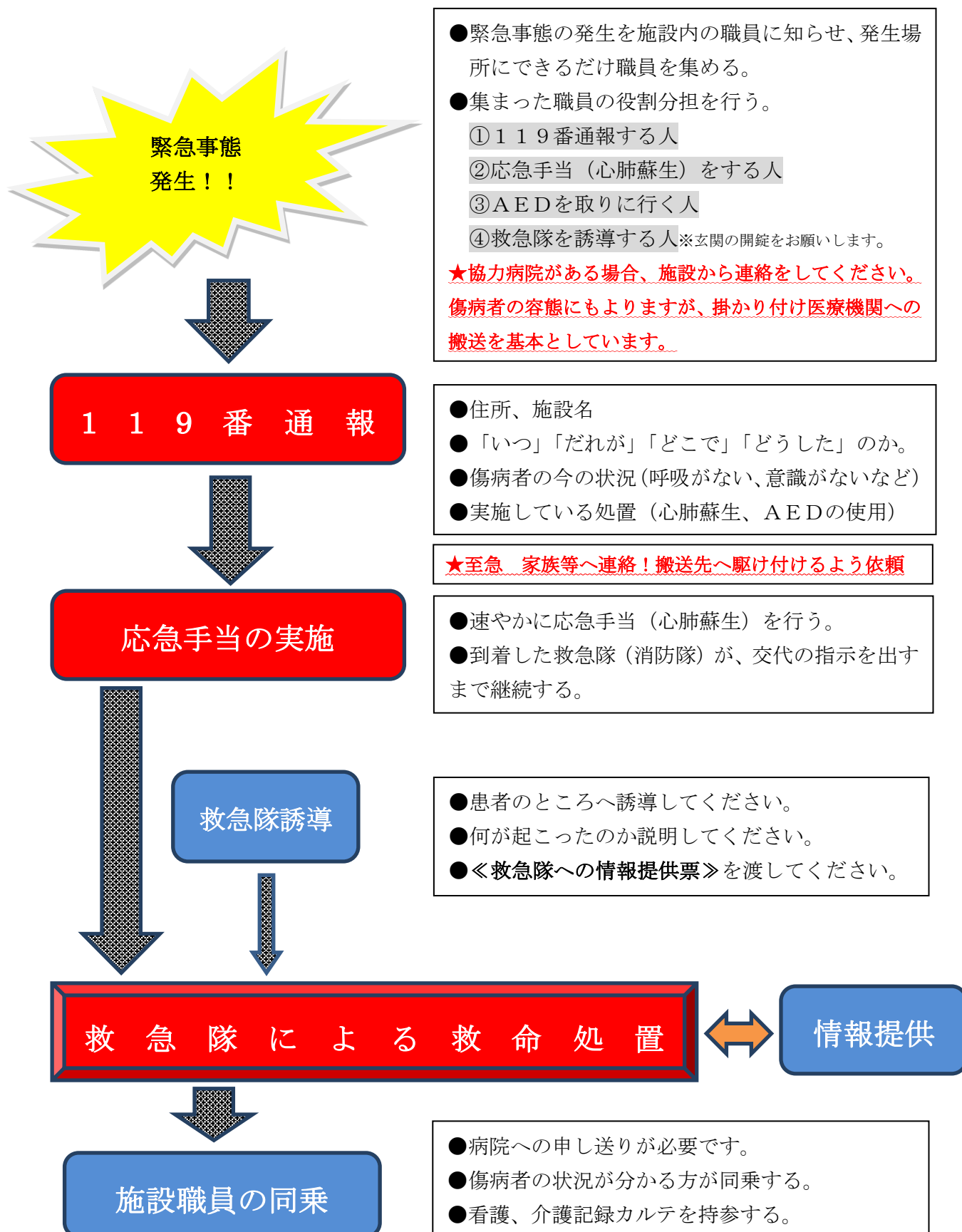
そのためには、まず、応急手当を身につけて、入居者が安心して暮らせる施設を目指してください。当消防本部では救命講習などを随時受け付けています。



(5) 入居者の情報提供票の作成

入居者の一人ひとりに対して、巻末の【例：救急隊への情報提供票】を事前に記入しておくとう便利です。救急隊の必要な情報が集約されていますので情報提供時に役立ちます。また、既往症等は日々変わることがありますので定期的な更新もお願いします。

4 緊急事態対応フローチャート



5 救急要請〔119番通報〕

尊い命を救うためには、施設の方による「119番通報」「応急手当」、救急隊による「救急処置」、医師等による「医療処置」がいずれも迅速に途切れることなく行われることが重要です。

特に、休日・夜間は施設職員が少なくなります。いざというときに慌てないために、各職員がどのように行動すれば良いのかを施設内で検討し、対応マニュアルなどの作成に努めましょう。

（１）緊急を要する症状

急に意識がなくなったり、状態が急に悪くなったりしたときなど、緊急を要する症状がある場合には、迷わず直ぐに救急車を要請してください。

（２）救急要請時のお願い

救急要請時には、次のことに留意してください。

① 応急手当（心肺蘇生）の実施

- ・呼吸・反応がない場合は、速やかに心肺蘇生（人工呼吸・心臓マッサージ）を実施し、AEDがあれば速やかに使用してください。
- ・心肺蘇生は、到着した救急隊（消防隊）が交代の指示を出すまで継続しましょう。
- ・救急隊（消防隊）が到着したら玄関など入り口を開錠していただくとともに、救急隊員を患者の居場所まで誘導をお願いします。

② 情報提供

- ・【救急隊への情報提供票】をご利用者ごとに事前に作成していただけると、緊急事態発生の場合に、救急隊（消防隊）へスムーズな情報提供が行えます。

※情報提供票の例として、別紙を巻末に添付しました。是非、ご活用ください。

③ その他

- ・医療機関への搬送に際し、状況が分かる方の救急車同乗をお願いします。
その場で同乗できない場合は、他の施設職員に連絡をとっていただき必ず搬送医療機関への来院をお願いします。
- ・入居者の家族に連絡し、すぐに搬送先病院へ駆け付けるよう依頼をしてください。

6 救急要請の基本的な考え方

(1) 救急車は緊急車です。

事故や急病で、症状からみて**緊急に病院に搬送しなければならない場合は、迷わず119番通報**してください。

下記の《こんなときはすぐに119番：具体例》症状のとき、すぐに救急車を呼ぶべきかどうかの参考にしてください。

(2) 救急車以外の搬送手段の検討

高齢化社会の進展に伴い、多くの救急要請があります。**緊急に医療機関へ搬送する必要がない場合は、社用車、介護タクシー等の利用をお願いします。**

(3) DNAR (Do Not Attempt Resuscitation⇒延命処置をしないで)

・傷病者や家族から **DNAR (延命処置をしないで) の意思表示 (書面等)** がある場合は、あらかじめ**協力病院やかかりつけ医師に相談してください。**

・普段からご本人やご家族の意向と緊急時の際の体制について、情報の共有に努めてください。

・現在のところDNARの意思表示があった場合でも、救急隊は心肺蘇生法などの応急処置を実施することが業務となっています。救急隊は応急処置など何もしないで医療機関に搬送することはできません。ご理解ご協力をお願いします。

《こんなときはすぐに119番：具体例》

★急に意識がなくなったとき

★意識はあっても次のような症状があるとき

◇胸が締め付けられるように痛い

◇徐々に意識がなくなってきた

◇息が苦しい

◇突然の激しい頭痛

★急に次のような症状があらわれたとき

◇顔にマヒがある (顔のゆがみ)

◇片側の手足が動かない (しびれる)

◇話せない (話しにくい)

◇ふらつく (転倒する)

★その他、ケガや病気の痛みで耐えられないと感じたときなど

日南市消防本部 警防課

〒889-2524

日南市大字殿所 2026 番地 9

TEL 0987-23-1316

FAX 0987-23-7653

E-mail s-keibo@city.nichinan.lg.jp

初版発行 2016.11

改訂 2021. 6